

# 函/館/市/の/基/本/的/な/施/策

## 地域における交流の促進と市民の気運の醸成

事業者および市民が地域において支え合うことができるよう相互に交流し、理解を深める施策を推進するとともに、福祉に関する教育の充実を通じ、ノーマライゼーションの理念の普及に努めます。



## 社会参加の促進と福祉のまちづくりの誘導

障害のある人やお年寄りなどの社会参加を促進するための措置を講じるとともに、生きがいづくりなどを目的とした学習への支援、さらにはボランティア団体や活動に対する育成と支援に努めるほか、福祉のまちづくりに関する情報の収集や提供を通じ、福祉のまちづくりの誘導に努めます。



## 地域で安心して暮らすための施策の展開

福祉サービスの提供体制を確保するとともに、市民の参加を得ながら、良質かつ適切なサービスの提供に努めるほか、障害のある人やお年寄りなどに配慮した防災対策の推進に努めます。



## 施策の推進と体制の整備

福祉のまちづくり施策推進のための財政上の措置を講ずるよう努めるとともに、市、事業者、市民が有機的に連携するなかで、一体となって取り組む体制の整備に努めます。



## 公共的施設の整備・促進

不特定多数の人が利用する公共的施設(デパート、病院、ホテル・旅館等)について、障害のある人やお年寄りなどが安全かつ円滑に利用できるよう整備するための基準(「整備基準」といいます。)を定めます。

また、公共的施設を所有したり、新築や改修をしようとする事業者の方に対しては、この基準に適合するように努めていただきます。



## 福祉のまちづくり推進委員会の設置

福祉のまちづくりに関する重要事項を調査、審議し、意見を述べる組織として、市民や事業者、学識経験者、関係団体の代表などによる組織を設置します。

